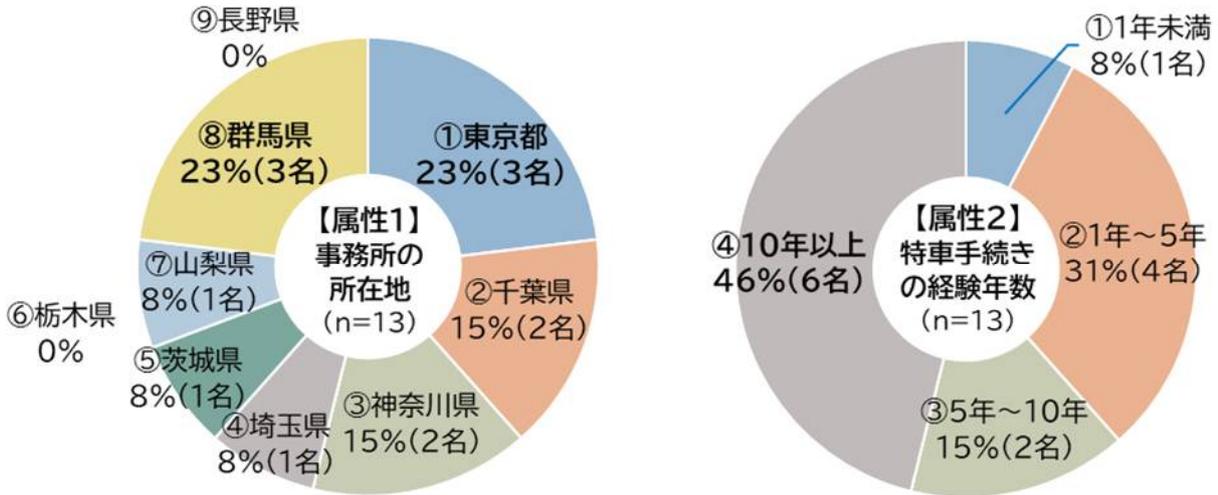


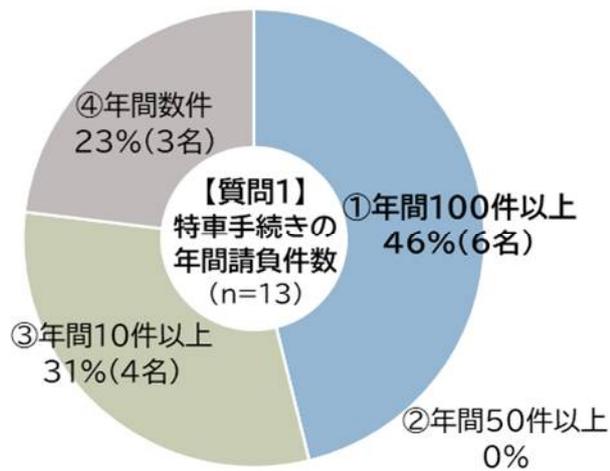
R6 行政書士会会員へのアンケート調査結果(単純集計)

【属性1】 事務所の所在地
 【属性2】 特車手続きの経験年数



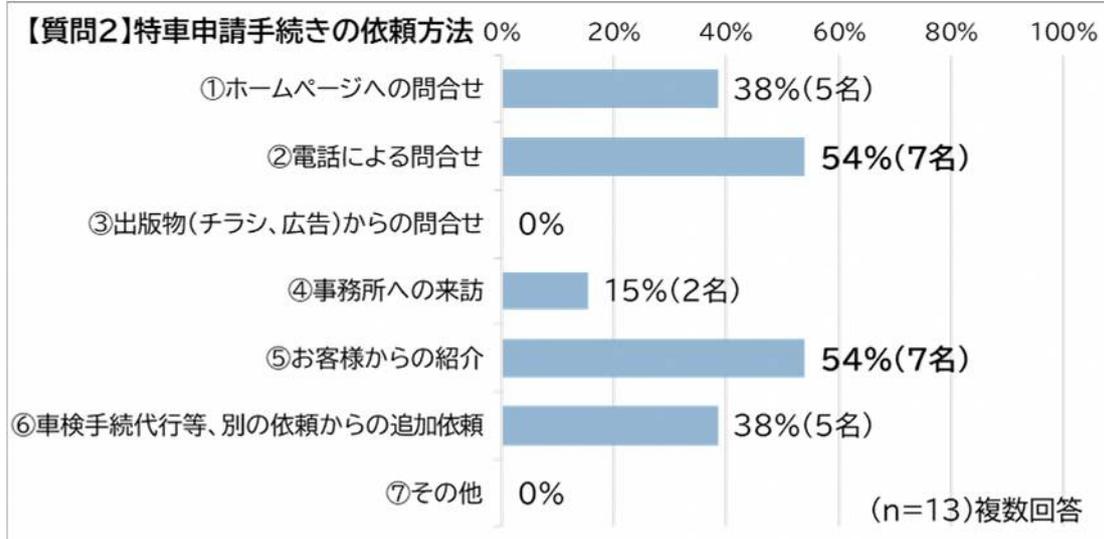
事務所の所在地は「①東京都」「⑧群馬県」が最も多い結果となった。また、特車手続きの経験年数は「④10年以上」との回答が約5割で最も多い結果となった。

【質問1】 特車申請手続きの代行業務を、年間、何件請負っていますか。



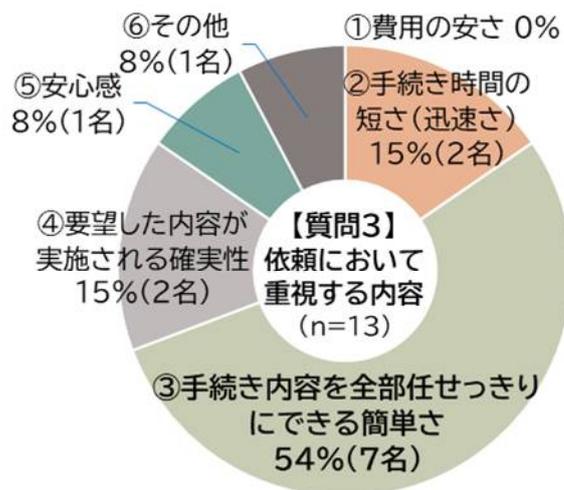
特車申請手続き代行業務の年間請負件数は、「①年間100件以上」との回答が約5割と最も多い結果となった。

【質問2】 特車申請手続きの代行業務を依頼されるお客様は、どのような形で依頼されますか。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可



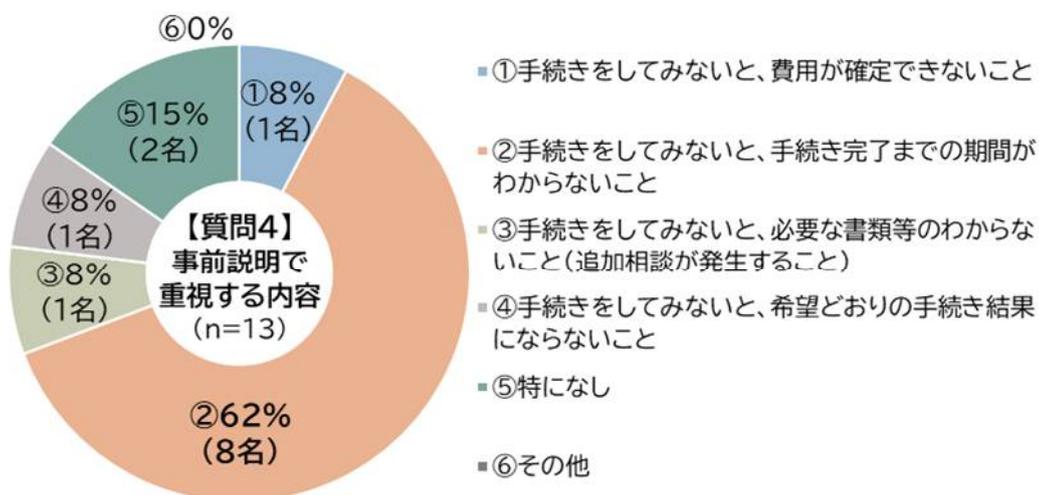
特車申請手続きの代行業務を依頼する際、「②電話による問合せ」「⑤お客様からの紹介」で依頼する方が約5割と最も多い結果となった。

【質問3】 特車申請手続きの代行業務を依頼されるお客様は、貴事務所に依頼するにあたり何を重視されていますか。



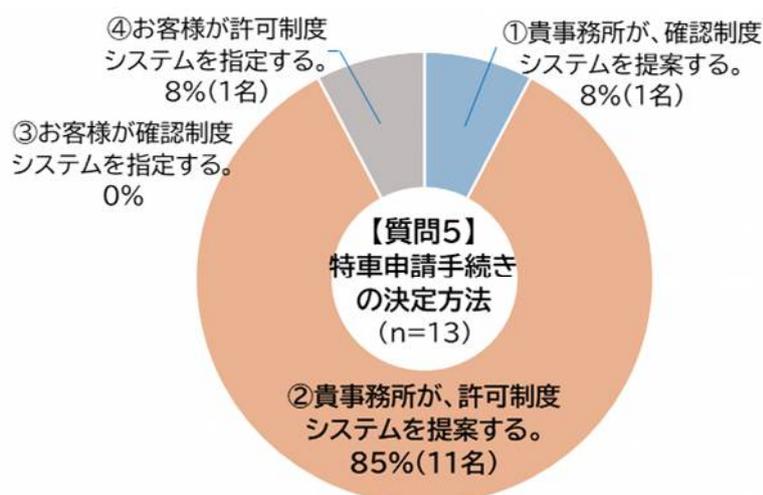
代行業務を依頼されるお客様が依頼にあたり重視する内容として、「③手続き内容を全部任せっきりにできる簡単さ」が約5割と最も多い結果となった。

【質問4】 特車申請手続きの代行業務の依頼を受ける際に、お客様への事前説明にあたり何を重視されていますか。



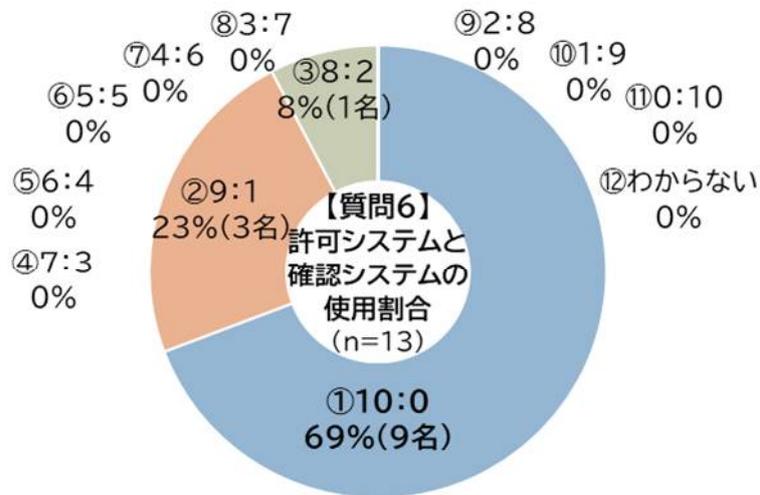
代行業務の依頼を受ける際に、事前説明で重視する内容として「②手続きをしてみないと、手続き完了までの期間がわからないこと」と回答した割合が約 6 割と最も多い結果となった。

【質問5】 特車申請手続きを依頼されてきたお客様に対し、特車申請手続き方法はどのように決定されますか。最も多い方法をお選びください。



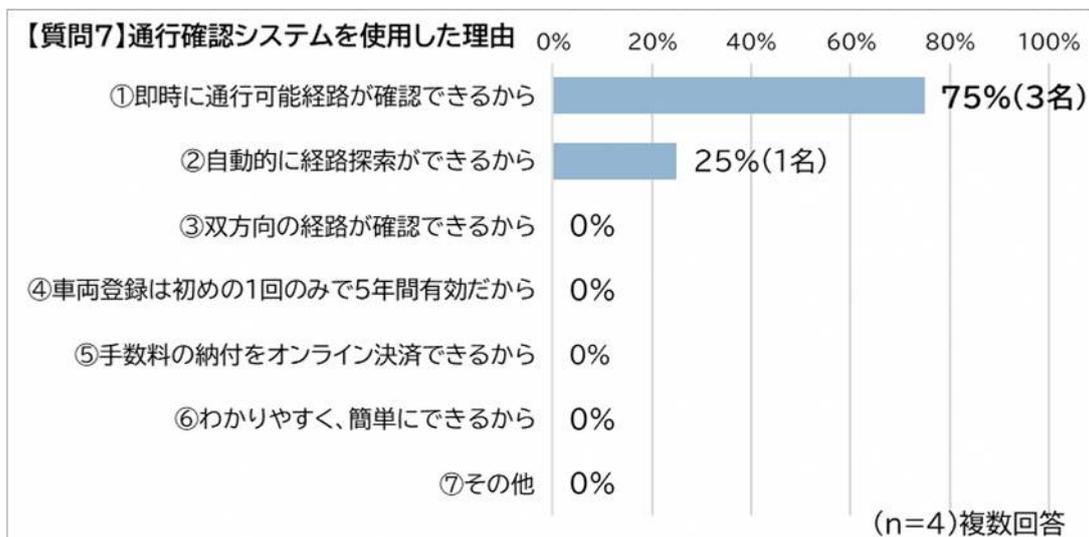
特車申請手続きを依頼されたお客様に対し、「②貴事務所が、許可制度システムを提案する。」と回答した割合が 8 割以上と最も多い結果となった。

【質問6】 A.通行許可システムと B.通行確認システムの使用割合はおおよそどのくらいですか。 【例】A.通行許可システム:7割、B.通行確認システム:3割の場合 = ④7:3



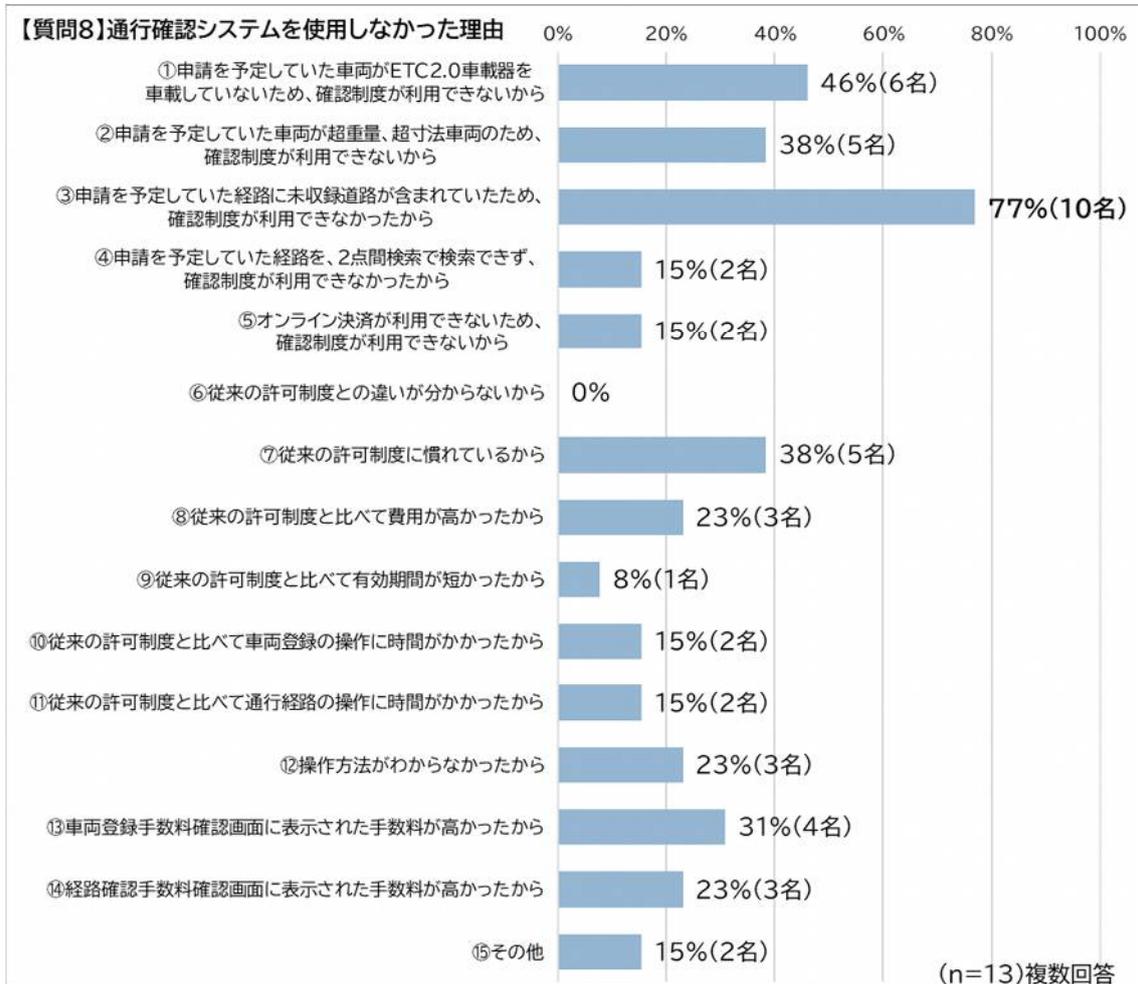
通行許可システムと通行確認システムの使用割合は、「①10:0」と回答した割合が約7割と最も多く、次いで「②9:1」との回答が多い結果となった。

【質問7】 B.通行確認システム(確認制度)を使用した理由をお聞かせください。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可



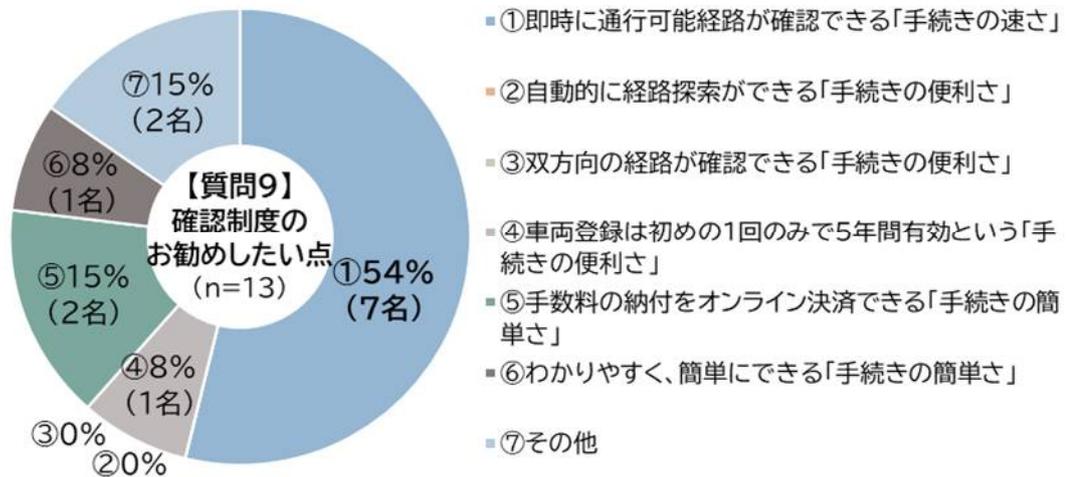
質問6で通行許可システムを10割使用していると回答した9名を除いた4名のうち、通行確認システムを使用した理由として、「①即時に通行可能経路が確認できるから」と回答した割合が7割以上と最も多い結果となった。

【質問8】 B.通行確認システム(確認制度)を使用しなかった理由をお聞かせください。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可



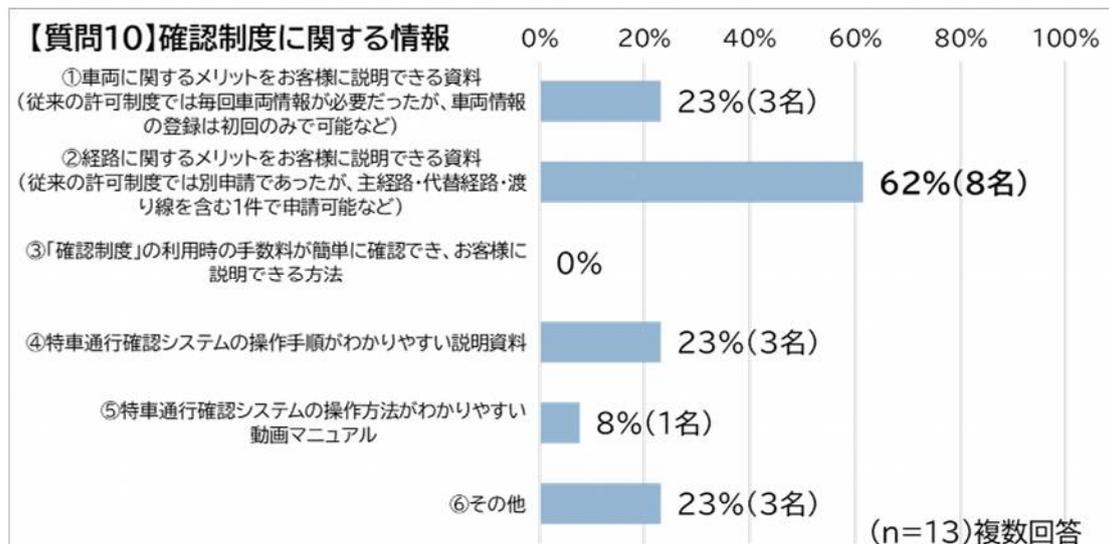
通行確認システムを使用しなかった理由として、「③申請を予定していた経路に未収録道路が含まれていたため、確認制度が利用できなかったから」と回答した割合が約8割と最も多い結果となった。その他は「書類が多く運行管理者の仕事が複雑化する」「車載器のASL-IDが確認できなかった」の回答があった。

【質問9】 A.許可制度による継続手続きを依頼されるお客様に対し、B.確認制度をお勧めする場合、どのような点をお勧めできると考えますか。一番お勧めしたい点をお選びください。



「確認制度」のお勧めしたい点として、「①即時に通行可能経路が確認できる手続きの速さ」と回答した割合が約5割と最も多い結果となった。その他の回答は「お勧めできない」というものであった。

【質問10】 B.確認制度に関して、どのような情報があれば確認制度システムの利用を検討し、お客様に推奨したいと思われませんか。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可



「確認制度」に関して「②経路に関するメリットをお客様に説明できる資料 (従来の許可制度では別申請であったが、主経路・代替経路・渡り線を含む1件で申請可能など)」の情報があればお客様に推奨したいと回答した割合が、約6割で最も多い結果となった。

【質問11】 B.確認制度(通行確認システム含む)について、改善して欲しい点がありますか。

確認制度について、改善して欲しい要望は以下のとおりであった。

質問11回答内容
経路をコピーして作成したい
出力書類 申請金額
超寸法でも利用可能にして欲しい。車載器情報の入力を簡素化してほしい(ASL-ID)
手数料の金額や支払方法の改善。許可制度と同じにしてください。
手数料
弊所への依頼案件は出発地、目的地付近に未収録が多く、未収録道路が現状の割合である限りは提案するのが難しいと感じます。
未収録道路
未収録道路を通るルートでは使えないのが致命的
なし(5件)

【質問12】特殊車両による輸送において、最も大きな課題と感じられている点をお聞かせください。

特殊車両輸送に関して、最も大きな課題と感じている内容は以下のとおりであった。

質問12回答内容
取り締まりが厳しい
便覧情報への反映が遅い。2年許可だと新規開通道路の反映がなかなかできない
許可証発行までの期間の短縮(未収録道路の個別審査を含む経路が多いので)
許可制度においては審査に時間がかかりすぎる。協議ありの場合、申請から書類確認まで1か月から2か月待たされてそこから審査、許可まで3か月近くかかる。超寸法超重量の車両ほど審査期間が長く、許可を待ちきれずに運行してしまっている事業者もいるのではないか。各国道事務所は人員が足りていないように見える。
重量制限
違反の暗数
未収録道路が多い
橋梁の重量算定が厳しく、通行経路が深夜に制限されてしまうこと。 設問からは外れるが、申請における課題として二点 ・申請データを活用して未収録道路をなくし、算定の精度と審査期間を短縮すべき

・東京都の申請(オンライン対象外)が未だに紙での受付のみなので、オンライン申請も対応できるようにすべき
20t 超車両に関して全く普及していない現状
申請して認められた許可経路や時間帯を現場の管理者・運転手が守らない点
許可制度において、審査窓口が慢性的に混雑している点
なし(2件)